

運営委39-2

平成29年度（2017年度）

エコマーク事業進捗状況について（報告）

平成29年9月28日（木）

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

平成 29 年度（2017 年度） エコマーク事業進捗状況について（報告）

－目次－

| | |
|-------------------------------------|-----|
| 1. エコマーク事業の現状 | |
| 1.1 エコマーク商品の認定状況（2017 年 6 月 30 日現在） | P3 |
| 1.2 申込商品の認定審査 | P4 |
| 2. 現地監査などによる信頼性の確保及び制度・運用面の強化 | |
| 2.1 現地監査などの実施 | P5 |
| 2.2 基準適合試験調査の実施 | P5 |
| 2.3 総点検の実施 | P6 |
| 2.4 認定審査時における現地確認の実施 | P7 |
| 2.5 その他の信頼性確保の方策の実施 | P7 |
| 3. エコマーク商品類型（認定基準）の策定作業進捗状況 | |
| 3.1 商品類型（認定基準）の策定 | P8 |
| 3.2 商品類型（認定基準）の制定・改定 | P9 |
| 3.3 取得相談会、認定基準等説明会による取得促進 | P10 |
| 3.4 サービス分野の商品類型の普及拡大に向けた取組 | P10 |
| 4. 普及啓発活動 | |
| 4.1 表彰制度「エコマークアワード 2017」の実施 | P12 |
| 4.2 エコマークフォーラムの開催 | P12 |
| 4.3 「エコプロ 2017」への出展 | P13 |
| 4.4 様々な主体との連携・協働 | P13 |
| 4.5 エコマークゾーンの拡充 | P15 |
| 4.6 メールマガジン配信とニュースレターによる広報活動の推進 | P17 |
| 4.7 エコマークウェブサイトによる情報発信の拡充 | P18 |
| 4.8 プレスリリース活用による普及活動 | P18 |
| 4.9 外部での講演、委員活動など | P19 |
| 4.10 各種メディアでのエコマーク掲載 | P19 |
| 4.11 パンフレットの提供とパネルなどの貸し出し | P20 |
| 4.12 エコマークロゴの普及 | P21 |
| 4.13 エコマークセミナーの開催 | P23 |
| 5. 国際協力活動 | |
| 5.1 日中韓三カ国環境ラベル制度間の相互認証の推進 | P24 |
| 5.2 その他の環境ラベル機関との相互認証の推進 | P25 |
| 5.3 世界エコラベリング・ネットワーク（GEN）への参画 | P27 |
| 5.4 国際会議などへの参加 | P28 |
| 6. 委託等業務の実施 | |
| 6.1 戰略的創造研究推進事業 | P29 |
| 7. エコマーク事業に係る委員会活動 | P30 |
| 別表. 商品類型別 認定商品数の変化 | P33 |

平成 29 年度(2017 年度) エコマーク事業進捗状況について（報告）

1. エコマーク事業の現状

1.1 エコマーク商品の認定状況 (2017 年 6 月 30 日現在)

- 1) 認定商品数 5,387 商品
 - ・直近 1 年間の増減 : -217 (増加 451、減少 668)
前年度の増減 : +97 (増加 230、減少 133)
前々年度 : +130 (増加 267、減少 137)
- 2) 事業者数 1,532 社・団体
 - ・直近 1 年間の増減 : -52 (増加 21、減少 73)
前年度の増減 : -39 (増加 26、減少 65)
前々年度 : -14 (増加 40、減少 54)
- 3) 商品類型数 61 商品類型
 - ・直近 1 年間の増減 : -1

注 直近 1 年間の期間 : 2016/7/1～2017/6/30

前年度の期間 : 2015/7/1～2016/6/30、前々年度の期間 : 2014/7/1～2015/6/30

なお、認証業務を開始した 1989 年 2 月から 2017 年 6 月末時点までの認定商品数と商品類型数の推移を示すと図 1 のとおりである。

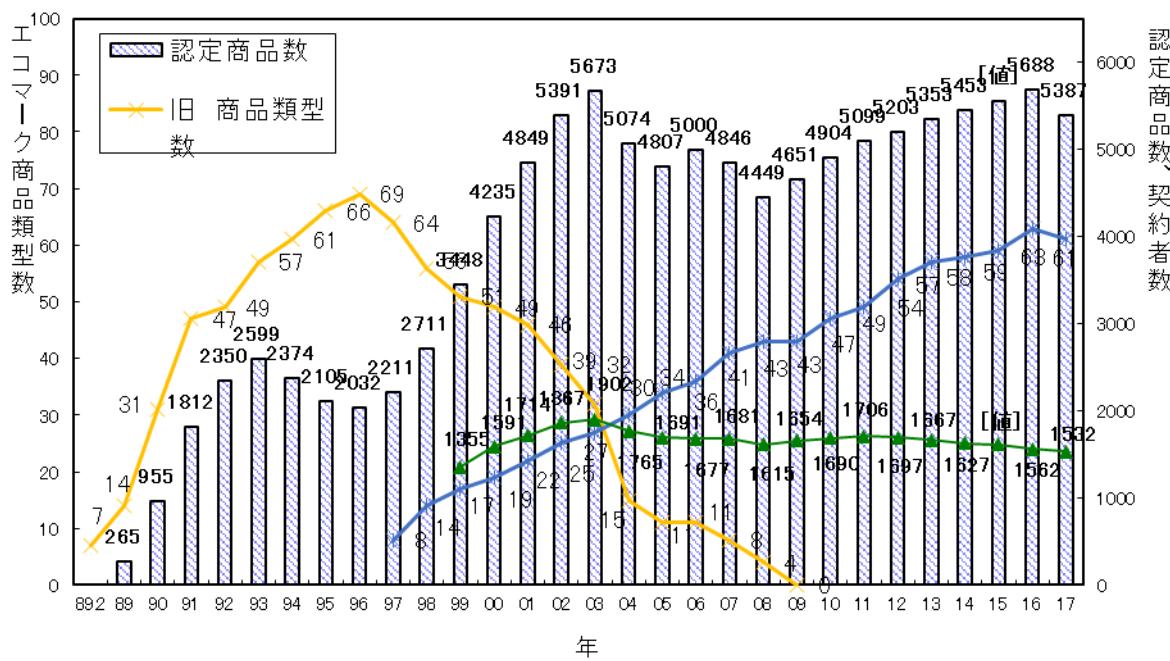


図 1 エコマーク認定商品数と商品類型数の推移

1.2 申込商品の認定審査

本年度の認定審査の対象となる、2017年3月1日～同年8月31日までのエコマーク商品認定・使用申込の件数は285件である。

本年4月から8月までに開催された「審査委員会」の審議結果に基づき、これまでに195件をエコマーク商品として認定している。また、本年4月1日～8月31日までにおける認定商品の追加・変更に関する申込件数は251件であり、認定審査の結果、これまでに233件について承認している。認定審査状況は表1のとおりである。

表1 平成29年度(2017年度)の申込商品の認定審査状況(4/1～8/31)

| 新規申込 | 追加・変更 |
|---|-----------------|
| 申込数：285件（165件） ※参考：申込等に関する相談等対応件数 2017/3/1～2017/8/31：327件 | 申込数：251件（344件） |
| 認定：195件（139件） | 承認：233件（325件） |
| 不認定：0件（0件） | 不認定：0件（0件） |
| 取り下げ、却下等：1件（0件） | 取り下げ、却下等：5件（3件） |
| 審査中：89件（26件） | 審査中：13件（16件） |

*()は前年同期の実績

新規申込数については、前年同期よりも大幅に増加している。商品類型別の新規申込数でみると、文具・事務用品（173件）、電子機器（69件）、繊維製品（22件）、容器・包装（9件）などとなっている。昨年度までに認定基準の全面見直しにより制定された「文具・事務用品 Version2」、「繊維製品関連 Version3」などに係る再審査（新Versionへの移行）が、173件を占めており、それが新規申込数を押し上げた要因となっている。この傾向は当面続くものと予測される。

一方で、エコマークを初めて取得する企業数は、前年同期をやや下回っている（前年同期14社→7社）。

2. 現地監査などによる信頼性の確保及び制度・運用面の強化

環境偽装問題などの再発防止および信頼性確保のため、制度・運用の強化策を継続的に実施している。

本年度もエコマーク使用契約を締結している事業者を対象に、定期的に任意抽出による現地監査を実施し、認定基準に適合した製品の製造・出荷、適正なマーク表示の確認などを行っている。

また、苦情・相談窓口を設置し、不正使用に関する情報や正しい表示に関する相談に対応している。2017年4月1日～同年8月31日までの相談は、認証などに関するものが5件あった。

なお、本年度は9月1日現在で不正使用に該当する案件は発生していない。

2.1 現地監査などの実施

エコマーク認定商品の適合に関する現地監査を実施し、基準適合試験を併用するなどして、信頼性の確保に努めている。本年度の現地監査は、9月1日までに12件を実施した。

なお、本年5月に公表した平成28年度(2016年度)実施の「現地監査の概要」は、以下のとおりである。

【平成28年度(2016年度)に実施した現地監査の概要】

- 監査対象 : 50社 71商品
- 監査内容 : エコマーク商品の基準適合状況の確認（認定審査後における原材料・再生材料などの配合割合や製造加工工程などの仕様変更の有無、追加・変更手続き要否などエコマーク商品の製造・管理体制、エコマークの適正表示など）、および出荷・管理体制などの確認を行いました。
- 監査結果 : 現地監査の結果、すべての商品において、エコマーク認定基準への適合が確認されました。

2.2 基準適合試験調査の実施

エコマーク認定商品の基準適合試験調査を実施し、試験結果を解析するとともに現地監査を併用するなどして、信頼性の確保に努めている。

本年5月に公表した平成28年度(2016年度)実施の「基準適合試験調査の概要」は、以下のとおりである。

【平成28年度(2016年度)に実施した基準適合試験調査の概要】

1.
(1) 調査対象 : エコマーク商品類型 No.101「かばん・スーツケース」1社 1商品^{注1}
同 No.104「家庭用繊維製品」7社 8商品
同 No.112「文具・事務用品」13社 13商品
同 No.126「塗料」1社 1商品

同No.140「詰め替え容器・省資源型の容器」6社13商品

同No.146「まほうびん」4社4商品

- (2) 試験項目 : ①エコマーク表示の確認^{注2}
②揮発性有機化合物の添加に関する試験
③臭気に関する試験
④有害化学物質の含有・溶出に関する試験
⑤容器重量に関する試験
⑥保温・保冷効力に関する試験

注1：エコマーク事務局が独自に市場から購入。

注2：目視による確認をエコマーク事務局にて実施。

(認定基準は掲載省略)

- (3) 調査結果 :

上記試験の結果は、以下のとおりです。

- ①エコマーク表示について（全調査対象）

エコマーク認定商品の認定基準への適合を確認しました。なお、製品サンプルを選定する際、誤使用の疑いのある製品1件を発見したため、本基準適合試験とは別に追加調査を行い、調査結果に基づいて是正しました。

- ②揮発性有機化合物の添加に関する試験について（No.126）

製品中の揮発性有機化合物の含有に関するスクリーニング試験を行い、エコマーク認定商品の認定基準への適合を確認できませんでした。このため、試験結果に基づき追加調査を行い、調査結果に基づいて是正しました。

- ③臭気に関する試験について（No.101）

エコマーク認定商品の認定基準への適合を確認しました。

- ④有害化学物質の含有・溶出に関する試験について（No.101/104/112）

エコマーク認定商品の認定基準への適合を確認しました。

- ⑤容器重量に関する試験について（No.140）

エコマーク認定商品の認定基準への適合を確認しました。

- ⑥保温・保冷効力に関する試験について（No.146）

エコマーク認定商品の認定基準への適合を確認しました。

2.3 総点検の実施

信頼性向上のための施策として、毎年の定期確認、現地監査、基準適合試験調査に加えて、認定基準の有効期限延長を行う商品類型について、既認定商品の総点検を実施している。このスキームは、まずエコマーク事務局による認定商品に係る申請データの点検を行い、追加・変更の申請状況や原料の素性などで基準適合から逸脱の可能性が排除できない案件をスクリーニングし、点検の必要性の高い案件について文書による照会やヒアリング、現地監査などの調査を実施するものである。

本年度は、2017年3月に有効期限を延長した4類型（68商品、9事業者）についてスクリーニングを行った結果、全て基準適合からの逸脱の可能性は少ないと確認した。

2.4 認定審査時における現地確認の実施

書類審査に基づく認定審査を補完する観点から、申請内容に疑義や曖昧な点が生じた審査案件やサービス類型については、申込者立会いのもと最終製造工場・施設などでの現地確認を行うこととしている。2017年8月31日時点で、現地確認の実施案件はなかったが、9月1日制定の「飲食店」基準については、申請があり次第、現地確認を実施することにしている。

2.5 その他の信頼性確保の方策の実施

使用契約中の全てのエコマーク認定商品に関する基準への適合状況（原材料、製造工程など仕様変更などの有無）についての確認を、年1回定期的に実施している。

契約関係では、エコマーク認定の証として発行している「エコマーク商品認定証」について、複写などによる偽造防止（レインボーフラップ）対策を講じている。

3. エコマーク商品類型（認定基準）の策定作業進捗状況

3.1 商品類型（認定基準）の策定

第3期中期活動計画（2013年4月からの5年間）の最終年にあたる本年度も消費者に身近で、かつ、グリーン市場への影響力が大きい商品・サービスの商品類型化に精力的に取り組んでいる。なお、基準策定にあたっては、グリーン購入法の「判断の基準」と上位基準（もしくは同等）が確保できるように留意して検討を進めるとともに、申込商品に対してグリーン購入法「判断の基準」への適合状況の確認とエコマークのウェブサイトでの適合状況の公表も引き続き行っている。また、既存商品類型の的確な見直しを進め、市場の誘導（信頼性、環境性能のレベルアップ）を図っている。

本年度上半期に制定された商品類型（認定基準）は、表2に示す3類型である。そのうち、新たに策定した基準は、廃食用油の有効利用と利用促進を目的とした「廃食用油を使用したバイオディーゼル燃料」と、食品ロスや食品リサイクル、省エネ等の取り組みを推進する「飲食店」であり、それぞれ地球温暖化の防止や地域の環境負荷低減の取り組み（地産地消など）にも通じるものである。また、既存商品類型「プロジェクタ」の見直しについては、日本の現行基準が世界の環境ラベルで引用されている状況にあるため、引き続き世界の環境ラベルをリードできる基準を策定した。

下半期は、資源効率性・3Rに資する商品類型としてオフィスなどで発生する機密文書のリサイクルを促進する「シュレッダー」、「機密文書処理サービス」を対象に認定基準の制定を行う。また、消費者が日頃の生活で不可欠な「電力」にスポットを当てた「電力小売（低圧の電力プラン）」の基準策定など、エコマークの特色を活かしつつ、これまで対象としていなかった分野への基準策定を推進する。

また、持続可能な開発目標（SDGs）、ISO20400「持続可能な調達」、東京オリンピック・パラリンピックの持続可能性を考慮した調達コードなど、国内外で持続可能性に関する議論が活発になっている。これらの社会的要請を受けて、エコマークのコンセプトの再整理を進めている。これまでに企画戦略委員会で4回、基準審議委員会で2回議論を行っており、2018年春までには、エコマークでの取扱方針を整理する予定である。

表2 平成29年度（2017年度）の商品類型認定基準の策定状況

| | 基準策定委員会 | 主な適用範囲（対象） | 委員会検討状況 | 公開制定など |
|---|----------------|---------------------|------------------------|-----------------------|
| 1 | バイオディーゼル燃料〔新規〕 | 廃食用油を使用したバイオディーゼル燃料 | 2016年10月～2017年2月に計3回開催 | 2017年8月1日制定 |
| 2 | プロジェクタ〔見直し〕 | プロジェクタ | 2016年10月～2017年4月に計4回開催 | 2017年8月1日制定 |
| 3 | 飲食店〔新規〕 | 飲食店 | 2016年7月～2017年3月に計4回開催 | 2017年9月1日制定 |
| 4 | シュレッダー〔新規〕 | 主にオフィスで使用されるシュレッダー | 2017年1月～2017年6月に計3回開催 | 2017年9月基準案を公開、11月制定予定 |

| | 基準策定委員会 | 主な適用範囲（対象） | 委員会検討状況 | 公開制定など |
|---|----------------|-------------------------|--------------------------|-----------------------------|
| 5 | 機密文書処理サービス〔新規〕 | 機密文書の引き取り、裁断・溶解等を行うサービス | 2017年2月～2017年8月に計3回開催 | 2017年11月基準案を公開、2018年1月頃制定予定 |
| 6 | ラミネーター〔新規〕 | 事務所等で使用されるパウチ式のラミネーター | 2017年8月～2017年12月に計3回開催予定 | 2018年2月頃、基準案公開予定 |
| 7 | 電力小売〔新規〕 | 低圧の電力プラン | 2017年12月～2018年2月に計3回開催予定 | 2018年春頃、基準案公開予定 |

平成30年度(2018年度)以降に検討を開始する新規商品類型の選定については、本年度も10月の一ヶ月間にエコマークウェブサイトなどを通じて提案募集を行い、エコマーク事務局からの提案と併せて、その類型化による環境負荷低減効果や定量的な基準化の可能性などについて調査・検討を行い、新規商品類型選定のための候補絞り込みを行う予定である。

3.2 商品類型（認定基準）の制定・改定

平成29年度（2017年度）において制定・改定した商品類型を表3に示す。これら制定・改定された商品類型および認定基準については、エコマークニュース（和／英文版）で公表するとともに、エコマークウェブサイト上で掲載（和／英文）している。

表3 認定基準の制定・改定状況(2017年9月1日現在)

| 区分 | 対象商品類型 | 制/改定日 |
|--------|---|----------|
| 制定 | No.160「廃食用油を使用したバイオディーゼル燃焼 Version1」(新規) | 2017/8/1 |
| | No.145「プロジェクタ Version2」(見直し) | |
| | No.505「飲食店Version1」(新規) | 2017/9/1 |
| 部分的な改定 | No.101「かばん・スーツケース Version1.7」 (No.104「家庭用纖維製品 Version3」との整合) | 2017/4/1 |
| | No.109「タイル・ブロック Version2.7」 (JIS改定、グリーン購入法の改定による名称変更) | |
| | No.112「文具・事務用品 Version2.0」 (グリーン購入法の改定による対象品目名の整合、植物由来プラスチックの樹種の追加(PTT)) | |
| | No.143「靴・履物 Version1.5」 (分類B・Cの再生材料等の配合率の分母の明確化、植物由来プラスチックの樹種の追加(PTT)) | 2017/6/1 |
| | No.108「衛生用紙 Version2.9」 (トイレットペーパの品質に関する基準の内容を一部追加) | |
| | No.137「建築製品(外装・外構工事関係用資材)Version1.8」 (分類D-1、D-2に貝殻、卵殻などの再生材料を追加) | |

| 区分 | 対象商品類型 | 制/改定日 |
|----|---|----------------|
| | No.152 「テレビ Version1.1」 (4K テレビの普及に対応した省エネ基準の見直し) No.101 「かばん・スーツケース Version1.8」 No.103 「衣服 Version3.3」 No.104 「家庭用繊維製品 Version3.3」 No.105 「工業用繊維製品 Version3.2」 No.128 「日用品 Version1.19」 No.130 「家具 Version2.1」 No.143 「靴・履物 Version1.6」 (有機フッ素化合物 PFOA 基準の変更) | 2017/9/1 |
| | No.155 「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1.2」 No.132 「トナーカートリッジ Version2.1」 No.142 「インクカートリッジ Version2.1」 (ドイツ・ブルーエンジェル基準 RAL-UZ205 と整合を図るための変更) | 2018/1/1 予定 |

3.3 取得相談会、認定基準等説明会による取得促進

新たに制定される認定基準案の説明と認定取得を促進するため、関連する企業・事業者などを対象に 3 カテゴリに対して「認定基準説明会」を 5 回開催した。

また、大阪圏で事務局職員が直接、グリーン購入や取得相談を行う場として「大阪デスク」を月 1 回開催した。後期も引き続き説明会等を行う予定としている。

表 4 取得相談会、認定基準等説明会の実施状況

| 商品類型名 | 日時：場所 |
|---------------------|---------------------|
| 「プロジェクト」認定基準説明会 | 6/30：東京 |
| 「バイオディーゼル燃料」認定基準説明会 | 6/14：大阪 6/26：東京 |
| 「飲食店」認定基準説明会 | 7/19：東京 7/25：大阪 |
| 全エコマーク商品類型を対象 | 毎月第三木曜： 大阪デスクの開催 |

3.4 サービス分野の商品類型の普及拡大に向けた取組

サービス分野の商品類型については、新たに「飲食店」認定基準を 9 月 1 日付で制定した。これまで「小売店舗」、「ホテル・旅館」の認定件数は 10 施設(7 社)に留まっており、認定数が拡大していない要因としては以下が挙げられる。

- 複数の施設を有する事業者が施設毎に申請書類を作成し、施設毎に申請を行うのは負荷が大きい
- エコマークが施設に表示されていても、何が認定されているのかがわからない（エコマークがサービスに付けられるイメージがない）

そこで飲食店の基準策定においては、同一事業者で複数の飲食店を経営する場合

(いわゆる「チェーン店」)に、複数店舗を一括して申込ができるよう変更するとともに、審査においては、書類審査とともに共通オペレーション(本部)と店舗を現地確認する方法を取り入れた。また、飲食店においては、食材以外の様々な環境への取り組みを行っているが、食材以外は消費者にアピールしにくいとの声もあり、エコマークとともに視覚的に消費者に取り組み内容(認定内容)が伝わるよう、以下のピクトグラムを表示することとした。

本年度後半には、「小売店舗」認定基準においてもチェーン店で申込が可能になるように基準の見直しを開始する予定としている。また、事業者が利用するサービスとして、「機密文書処理サービス」認定基準の制定を2018年1月に予定している。今後も、サービス分野の商品類型の普及拡大に向けた取組を継続する。



4. 普及啓発活動

4.1 表彰制度「エコマークアワード 2017」の実施

2010 年度にスタートした表彰制度「エコマークアワード」を、本年度より内容を大幅にリニューアルして実施している。賞の区分を全面的に刷新し、従来の「金賞」「銀賞」「銅賞」に代えて、企業・公共・民間 の各部門に「優秀賞」を授与する方式に改め、最も優れた取り組みに「最優秀エコマークアワード」が授与される。なお、最近の 2 年間（2016、2017 年度）に認定されたエコマーク認定商品の中から、特に環境性能や先進性、エコフレンドリーデザインなどが優れた商品を表彰する「プロダクト・オブ・ザ・イヤー」は継続される。



また、リニューアルの一環として募集時期を 2 か月ほど前倒して実施した（募集期間：6 月 15 日～8 月 14 日）。これにより、エコマーク事務局が毎年出展しているエコプロ展（12 月上旬に開催）での受賞団体・商品展示が可能となり、PR の機会が広がった。さらに、「エントリーシート」を一次審査の応募書類に導入するなど募集方法の簡素化にも工夫を凝らしており、応募の裾野が広がることも期待される。

表彰式は例年通り、2018 年 1 月 22 日（月）に開催予定の「エコマークフォーラム」にて執り行う予定である。

「エコマークアワード 2017 選考委員会」委員名簿（五十音順、敬称略）

| 氏名 | 所属・役職 |
|--------|---------------------|
| 伊坪 徳宏 | 東京都市大学環境学部 教授 |
| 奥山 祐矢 | 環境省大臣官房 環境経済課長 |
| 奈良 松範 | 東京大学工学部 客員研究員 |
| 西尾 チヅル | 筑波大学大学院ビジネス科学研究科 教授 |
| 山口 康子 | 共立女子短期大学生活科学科 教授 |
| 山崎 和雄 | 日本環境ジャーナリストの会 理事 |

4.2 エコマークフォーラムの開催

消費者、事業者、その他のエコマークのステークホルダーとのコミュニケーションの強化を目的として、本年度もエコマークフォーラムの開催に向けて準備を進めている。

1) 開催概要

- ①名称：エコマークフォーラム
- ②日程：2018 年 1 月 22 日（月）
- ③会場：東京ウィメンズプラザ（東京都渋谷区）
- ④後援：環境省 など（予定）

2) 主な内容（予定）

①「エコマークアワード 2017」表彰式

表彰セレモニー、および選考委員長（筑波大学大学院 西尾チヅル教授）による講評

②パネルディスカッション

エコマークアワード受賞者による取り組み内容のプレゼンテーションおよびステークホルダーによるパネルディスカッション

③エコマーク年次報告

新規商品類型の検討状況、新たに制定された認定基準の紹介、普及および国際協力活動の取組などについて

4.3 「エコプロ 2017」への出展

2017年12月7日（木）～9日（土）に東京ビッグサイトで開催される「エコプロ 2017」への出展準備を進めている。本年度はエコマークアワード 2017 受賞者の発表と展示を行うほか、同時開催イベントとして、会期中に海外からグリーン公共調達および環境ラベルの専門家を招聘してセミナーを同会議棟にて開催する計画である。

4.4 様々な主体との連携・協働

限られた予算とマンパワーで、消費者へのエコマーク普及を効率的に推進するため、様々な主体と連携した普及活動を展開している。

1) 消費者関連団体などの連携・協働

2012年12月に施行された消費者教育推進法では、消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する「消費者市民社会」に向けた、消費者教育の総合的・一体的な推進が謳われている。エコマークにおいても、グリーン購入などの環境保全活動の重要性を消費者に啓発していくことが重要である。

このため、エコマーク事業開始時から連携を進めてきた消費者関連団体などの協力を得て、消費者教育関連イベントへ積極的に参加することとしている。本年度は、文部科学省事業「消費者フェスタ」への出展を予定している。また、8月25日に開催された独立行政法人国立女性教育会館主催の「消費者教育ワークショップ」にてパンフレットの配布・展示を行った。

2) 自治体との連携・協働

①エコマークを活用した自治体独自のポイント制度

中野区で初めて通年の取組にて導入されたエコマークを活用したエコポイント制度が、他の自治体においても実施され始めている（東京都港区、山口県周

南市)。この取組をバックアップするため、中野区地球温暖化防止対策審議会に委員として参画しているほか、毎年秋に開催される「なかのエコフェア」に継続して出展している。また、他の自治体への波及効果を狙いとして、エコマークウェブサイトでの自治体向け情報提供ページの開設、エコマーク広報媒体による情報発信やイベントでの案内などを行っている。

②東海三県一市グリーン購入キャンペーン

2004年度より「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」に協賛、2009年度からは実行委員として参画している。本キャンペーンでは、グリーン購入の普及と定着を図るため、東海三県一市(愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市)の広域連携で、行政・団体・事業者の協働により消費者に対する啓発キャンペーンを実施している。

本年度は2018年1月～2月のキャンペーン期間中に、広報媒体によるグリーン購入の呼びかけや環境配慮商品の購入による懸賞応募を実施するほか、各実行委員(三県一市)による環境イベントが開催される。エコマークもこれらのイベントに参加する予定である。

③自治体主催イベントへの参加

地方の環境イベント・フェアなどへの出展を以下のように実施または計画している。

- ・水戸市環境フェア 2017(茨城県水戸市)

日程：2017年6月4日(日)

会場：茨城県三の丸庁舎広場



水戸市環境フェアの様子

- ・エコプロダクツ川越 2017(埼玉県川越市)

日程：2017年7月23日(日)

会場：環境プラザ「つばさ館」

- ・2017としまエコライフフェア(東京都豊島区)

日程：2017年8月5日(土)

会場：としまセンタースクエア(豊島区役所)

- ・なかのエコフェア 2017(東京都中野区)

日程：2017年11月18日(土)

会場：中野区役所正面玄関前広場

④自治体担当者とのコミュニケーション強化

上記③の地方の環境イベント・フェアなどへの出展に合わせ、現地の自治体のグリーン購入担当者と面談し、エコマークの紹介とともに、グリーン購入法

にもとづく公共調達への活用やエコマークを活用したポイント制度などについて意見交換を行っている。

3) 国民運動「COOL CHOICE」との連携

環境省が推進している国民運動「COOL CHOICE」と連携した取り組みを進めている。エコマーク使用契約者（企業、団体など）は、環境省ウェブサイトで COOL CHOICE 賛同登録を行い、「賛同登録申請通知」をエコマーク事務局に電子メールで送付すると、オリジナルの“コラボレーションロゴ”を使用することができる。

＜コラボレーションロゴ＞



4.5 エコマークゾーンの拡充

エコマークゾーンは、おおさか ATC グリーンエコプラザの一角を占め、エコマーク認定商品を幅広く展示し、エコマークの商品類型や認定基準などを紹介している。ATC グリーンエコプラザ全体を同事務局の常駐スタッフが巡回しており、来場者への案内・説明などにあたっている。昨年度は、グリーンエコプラザ全体で約 22 万人が来場した。

本年度は、エコマークゾーンの全面リニューアルを行っており、現在も展示協力の依頼と、展示入替作業を並行して進めている。8月末日現在で、大阪タオル工業組合および昭和電工株式会社、株式会社タカラトミーのご協力により、新たに 3 つの展示コーナーが誕生し、来場者の人気を博している。



株式会社タカラトミー「エコプラレール」



昭和電工株式会社



大阪タオル工業組合

また、関西圏の方の利便性とサービス向上を目的とした「大阪デスク」を、本年度も毎月第三木曜に開設し、認定取得に関する相談やグリーン購入などの問い合わせに対応している。

2017 年度の大坂デスク開設日程およびエコマークゾーン来場者数を表 5、表 6 に示す。

表 5 平成 29 年度（2017 年度） 大阪デスク開設日程

| 開設日程 | | |
|-------|--------------|---------------------|
| 2017年 | 4月 20 日 (木) | 開設時間 10:00～17:00 |
| | 5月 18 日 (木) | |
| | 6月 15 日 (木) | |
| | 7月 20 日 (木) | |
| | 8月 17 日 (木) | |
| | 9月 21 日 (木) | |
| | 10月 19 日 (木) | |
| | 11月 16 日 (木) | |
| | 12月 21 日 (木) | |
| 2018年 | 1月 18 日 (木) | 開設時間 13:00～17:00 |
| | 2月 15 日 (木) | |
| | 3月 15 日 (木) | |

表 6 平成 29 年度（2017 年度）(4～7 月) の来場者数
(ATC グリーンエコプラザ報告書より)

| | 来場者数 | 団体数 |
|-----|----------|-------|
| 4月度 | 13,713 人 | 11 団体 |
| 5月度 | 20,280 人 | 15 团体 |
| 6月度 | 14,340 人 | 27 团体 |

| | 来場者数 | 団体数 |
|--------|---------|------|
| 7月度 | 18,240人 | 22団体 |
| 4-7月累計 | 66,537人 | 75団体 |

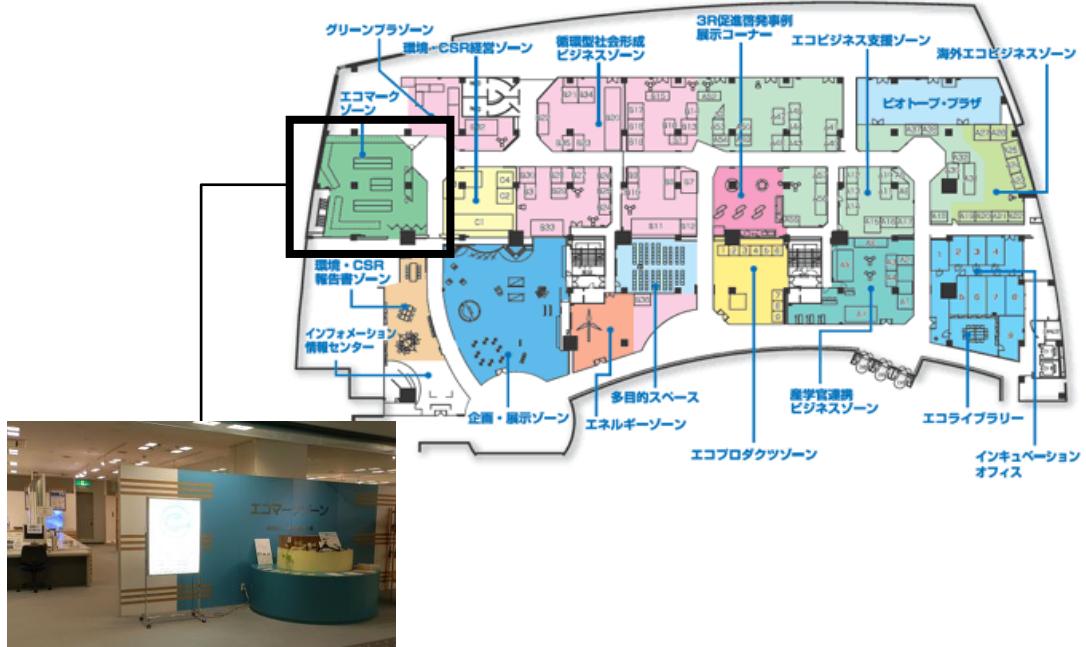
【エコマークゾーン概要】

場所：大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC アジア太平洋トレードセンタービル ITM 棟 11 階西側

面積：350m²（おおさか ATC グリーンエコプラザは総面積約 4,500m²）

開館時間：10時00分～17時00分

休館日：月曜日・年末年始（土日祝日もオープン）



4.6 メールマガジン配信とニュースレターによる広報活動の推進

エコマーク事業における定期的な広報媒体として、メールマガジンの配信とニュースレターの発行を行っている。

1)メールマガジン「エコマーク広報」

毎月1回のペースでメールマガジン「エコマーク広報」を配信している。メールの特性を生かし、紙媒体のニュースレターとは別に毎月最新の情報を伝えている。また、特に緊急性が高い情報やお知らせについては「号外」を配信している。2017年8月4日現在の登録数は1,826件である。

2)ニュースレター「エコマークニュース」

基準審議委員会などの審議・決定事項を中心に年3～4回発行している。本ニュースレターは、認定基準制定や基準案公開などの情報を幅広い利害関係者にお知らせすることが主たる目的であるが、それにとどまらず、新認定商品の紹介やイベントの開催報告など、読み物としても充実した内容となるように努めている。

本年度は6月15日に約3,200部を発行している。

3)通商弘報（JETRO）への掲載

世界貿易機関（WTO）の「貿易上の技術的障害（TBT）に関する協定」において任意規格に該当するエコマークは、同協定にもとづき、作業計画の公表のため通商弘報（JETRO）に年4～5回の公告掲載（有料）を行っている。

今般、業務の効率化をはかるため、作業計画の公表をエコマークウェブサイトで行い、IEC情報センターへの作業計画の存在の通報を（一財）日本規格協会を通じて行うように変更することにしている。このことにより、今後は通商弘報への公告掲載は不要となる。

4.7 エコマークウェブサイトによる情報発信の拡充

エコマークでは、全てのエコマーク認定商品の情報と、認定基準や申請にかかる資料をはじめ、公開できる情報はすべてウェブサイトにて公開している。それにより事業の透明性を図るとともに、情報へのアクセス容易性を高め、消費者や事業者などあらゆる属性の利用者が使いやすいサイトとなるよう努めている。

情報発信拡充の方策として、エコマークの普及活動をより広く発信・周知することを目的とした新しいウェブページの作成を進めている。上半期は、イベントや国際会議の参加報告などのページ、国際協力ならびに環境ラベルとグリーン公共調達（GPP）などの世界的動向の紹介ページを新規に作成している。さらに、新規商品類型「飲食店」認定基準制定にあわせ、「飲食店」と既存類型「ホテル・旅館」および「小売店舗」の3分野をまとめ、一般に馴染み深いサービスでのエコマーク認定店舗・施設が探せるページを作成している。

また、Facebookページ、Twitterでは、イベント出展や新しい認定商品など、より身近な情報をタイムリーに発信し、さまざまなステークホルダーに対する情報提供に努めている。

4.8 プレスリリース活用による普及活動

認定基準案の公開（パブリックコメントの実施）、新認定基準の制定や新たなエコマーク商品に関するニュースなどを中心にプレスリリース（報道発表）を行い、マスメディアなどの記事掲載などによる普及に努めている。本年度のプレスリリース一覧を表7に示す。

表7 プレスリリース一覧（2017年9月1日現在）

| No. | リリース概要 | 公表日 |
|--------|---|----------|
| 17-001 | エコマーク認定基準案2件についての意見募集（パブリックコメント）の実施（プロジェクト、廃食用油を使用したバイオディーゼル燃料） | 2017/6/1 |

| | | |
|--------|---|-----------|
| 17-002 | エコマーク認定基準案についての意見募集（パブリックコメント）の実施（飲食店） | 2017/7/1 |
| 17-003 | エコマーク認定基準の制定（プロジェクト、廃食用油を使用したバイオディーゼル燃料） | 2017/8/1 |
| 17-004 | 日本エコマーク・中国 CEC・韓国 KEITI の環境ラベル「繊維製品」に関する相互認証協定を締結 | 2017/8/24 |
| 17-005 | エコマーク認定基準の制定（飲食店） | 2017/9/1 |
| 17-006 | エコマーク認定基準案についての意見募集（パブリックコメント）の実施（シュレッダー） | 2017/9/1 |

4.9 外部での講演、委員活動など

1) 外部での講演など

外部からの講演、寄稿などの依頼には普及に好適な機会と捉え対応に努めている。

①月刊「化学物質管理」19号（2018年2月発刊予定）への寄稿

タイトル：「主要国の環境ラベル比較と整理」

内容：ISO 規格における環境ラベルの分類、エコマークの概要、世界のタイプ I 環境ラベルの実施状況、ならびにエコマークとの相互認証の状況について紹介。

②(一社)関西環境開発センター「ビル管理の研究と開発」(VOL45-No.1)（2017年10月末発行予定）への寄稿

タイトル：「ビル管理や清掃におけるエコマークの活用と今後の展開」

内容：エコマークの概要、清掃業務で使用できるエコマーク商品の紹介、グリーン購入法とエコマークとの関連性などについて紹介

2) 外部委員会委員などの活動

複数の職員が外部委員会委員などに就任し活動している。

今年度の主な活動は以下のとおりである。

環境省特定調達品目検討会委員

ISO/TC207/SC3（環境ラベル）対応国内委員会委員

バイオスマート運営委員会委員

中野区地球温暖化防止対策審議会委員

第13回日本LCA学会研究発表会実行委員

4.10 各種メディアでのエコマーク掲載

エコマークでは、メディアなどでエコマークを掲載（紹介）する場合に内容確認などの協力を実行している。2017年4月から問い合わせを受けた掲載物一覧を表8に示す。

表8 エコマーク掲載に関するお問い合わせを受けた掲載物一覧（2017年8月31日現在）

| | 掲載物 | 発行主体 | 発行日 |
|----|---|-------------------------|-------------|
| 1 | 清掃リサイクル小冊子「かたつむりのおやくそくブック」 | 板橋区 | |
| 2 | 「地球教室」2017年版 基礎編 | 朝日新聞社 | 2017年7月予定 |
| 3 | 小学校家庭科用教科書 新しい家庭5・6 | 東京書籍株式会社 | 2018年4月予定 |
| 4 | 社員向け社内報 | 株式会社セブン&アイ・ホールディングス | 2017/6/1 |
| 5 | 毎日新聞エシカル消費に関する記事 | 毎日新聞社 | 未定 |
| 6 | 浜学園教材(小6用サクセスへの道) | 浜学園 | 2017/5/28 |
| 7 | 「日建連生物多様性行動指針」解説と具体事例 | 一般社団法人日本建設業連合会 | 2017年7月予定 |
| 8 | 「エコ・リサイクル・リデュース・リユース」展示パネル | 板橋区立熱帯環境植物館 | 2017/6/27 |
| 9 | 夏だよ！エコライフ・バケーション(保護者用資料) | 川口市地球温暖化防止活動推進センター | 2017年7月予定 |
| 10 | 地球温暖化防止教育教材ツール「環境マークを見つけよう！(仮)」 | 一般社団法人地球温暖化防止全国ネット | |
| 11 | 自分のためだけではない「誰かの役に立つ」買い物のススメ(タブロイド紙) | 千葉市消費生活センター | |
| 12 | 2017年度 考える力・プラス中学受験講座6年生 中学入試合格テキスト12月号 | 株式会社ベネッセコーポレーション | 2017/12/1 |
| 13 | 浜学園教材(小6用サクセスへの道) | 浜学園 | 2017/5/28 |
| 14 | 学研教室教育新聞『みどりのなかま』10月号 | 学研 | |
| 15 | 「ファッショントップ」 | 一般財団法人日本ファッショントップ教育振興協会 | 2017年秋予定 |
| 16 | 『ザ・タイムショック 新クイズ王決定戦S P』 | テレビ朝日系列局 | 2017年9月下旬予定 |
| 17 | 従業員向け社内報 | 株式会社エイコーサービス | |
| 18 | 「エコマークの付いた食器展」チラシ | エコなうつわ屋さん | 2017/10/5 |
| 19 | 京都大学購買店舗プライスカード | 京都大学生活協同組合 | |
| 20 | みんなでつくろう 消費者市民社会 | 福井県 | |

4.11 パンフレットの提供とパネルなどの貸し出し

今年度のパンフレットの提供とパネルなどの貸出状況を表9に示す。

表9パンフレットなどの提供とパネルの貸し出し状況

(2017年8月31日現在)

| 利用団体 | 利用目的 | 貸出 | パンフレット 提供数 |
|------------------|--------------------------------------|-----|--------------------------|
| 加古川市（兵庫県） | 環境月間イベントにて」配布 | | 一般用×100 子供用×各 100 |
| 板橋区立熱帯環境自然館（東京都） | 環境パネル展での配布 | | 一般用×100 子供用×各 1 |
| おおさかATCグリーンエコプラザ | 駅からはじまるアートイベント「キテ・ミテ中之島2017」（京阪電鉄主催） | パネル | |
| 音更町（北海道） | 音更町環境週間パネル展 | パネル | 一般用×30 子供用×各 30 |
| 釧路市（北海道） | 6月環境パネル展、9月グリーン購入普及啓発展示、12月パネル展 | | 子供用×各 220 |
| 一般 | 申請の検討 | | 一般用、申請用 子供用、G法 各 1 |
| 一般 3件 | 自由研究用 | | 子供用×各 1 |

4.12 エコマークロゴの普及

1) エコマーク商品ユーザーロゴの新設

昨年度、事務局内にプロジェクトチームを設置し、およそ1年間にわたりエコマーク使用規定の見直しを検討した。その成果の一つとして、エコマーク認定商品を自ら使用していることをPRしたい場合（販売目的での使用は除く）、エコマーク事務局に届け出を行うことで「エコマーク商品ユーザーロゴ（以下、ユーザーロゴ）」を使用できる制度を新設した。これまででは、使用契約者以外の第三者がPR目的でロゴマークを使用することはできなかった（ただし、文章で事実を表現することは可）が、ユーザーロゴの新設により、今後はより多くのシーンでエコマークが活用されることが期待される。

なお、使用契約者名の併記条件の緩和や、ロゴタイプ変更時の手続き簡素化など、ロゴマークを活用しやすくするためのルール変更も同時に実施している。

例1) 制服・作業服（エコマーク認定商品）を自社で使用していることをPRする場合

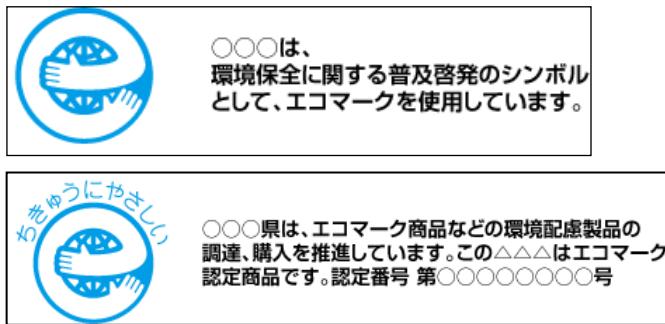


(株)エコプラスは、環境に配慮して
エコマーク認定の制服「エコマール」
(JEA商事)を使用しています

2) エコマークのシンボル使用とライセンスホルダーロゴの運用

政府機関（官公庁）、または地方自治体（都道府県庁・市区町村役場）および公共団体、学校、独立行政法人や公益法人などの団体は、エコマーク事務局への申請により、「エコマーク」を環境保全に関する普及啓発におけるシンボルとして使用することができる。使用対象物は特に限定せず、広報誌、ウェブサイト、セミナーなど、広い媒体でエコマークが使用、表示されることにより、一般市民に向けてのエコマークの普及・啓発を推進している。

＜シンボル使用の例＞



また、エコマーク使用契約を締結している事業者（企業、団体など）は、エコマーク認定商品を保有していることを消費者などに広報・宣伝（アピール）することを通じて環境保全に貢献することなどを目的として、「エコマークライセンスホルダーロゴ」（以下、ホルダーロゴ）を使用することができる。

＜ホルダーロゴ＞

＜基本タイプ＞



ECOMARK
LICENSE
HOLDER

＜サブAタイプ＞



ECOMARK
LICENSE
HOLDER

＜サブBタイプ＞



LICENSE
HOLDER

4.13 エヨマークヤミナーの開催

1) エコマーク活用セミナーの開催

「エコマークの効果的な活用方法を知りたい」というエコマーク認定商品保有企業の声にお応えし、環境配慮商品をめぐる法規制や産業界の取り組みにおけるエコマークの位置づけと活用状況、ロゴマークの効果的な表示方法などを詳しく解説するセミナーを、6日間にわたり名古屋・東京・大阪の各会場で開催し、各会場合計で130名の方が参加された。東京会場は当初開催を予定していた2日間が満席のため、開催日を1日追加するほどの盛況であった。

<開催実績>

| 開催地 | 日 時 | | 会 場 |
|-----|-------------------|-------------|--|
| 名古屋 | 5月 22日(月) | 14:00～16:00 | ウインクあいち(愛知県労働産業センター) (愛知県名古屋市中村区名駅) |
| 東 京 | 5月 23日(火) | 14:00～16:00 | 日本環境協会 会議室 (東京都中央区日本橋馬喰町) |
| | 5月 24日(水) | 14:00～16:00 | |
| | 6月 1日(木) ※追加開催 | 14:00～16:00 | |
| 大 阪 | 5月 25日(木) | 14:00～16:00 | おおさか ATC グリーンエコプラザ セミナールーム (大阪市住之江区南港北) |

2) 「ドイツ・欧州の最新環境事情セミナー」の開催

本年度も、ドイツ在住の環境規制コンサルタントによる「ドイツ・欧州の環境規制動向セミナー」の開催を予定している。本セミナーは毎年11月頃に開催しており、ドイツの環境ラベル「ブルーエンジェル」に関する情報や、ドイツ・欧州の環境政策、環境規制の動向など現地の最新情報を提供する。

5. 國際協力活動

5.1 日中韓三カ国環境ラベル制度間の相互認証の推進

「エコマーク」 運営：公益財団法人日本環境協会（JEA）

「中国環境ラベル」 運営：中国環境保護部環境認証センター（ECC）

中環連合（北京）環境認証センター有限公司（CEC）

「韓国環境ラベル」 運営：韓国環境産業技術院（KEITI）

相互認証とは、同じカテゴリで設定された認定基準について共通基準項目を設定し、その共通基準項目の審査についてはエコマークでの審査結果を援用することができる制度である。日中韓の環境ラベル機関は、第5回日中韓環境産業円卓会議（以下、RTM）<2005年：東京>において、三カ国の環境ラベル基準の調和化をはかり相互認証を推進していくことで合意し、2007年に「パーソナルコンピュータ（PC）」に関する共通基準の合意書を初めて締結した。その後、2009年に「複合機（MFD：複写機、プリンタの複合機能を有するもの）」、2013年に「DVD機器」、2014年に「テレビ」、2015年に「プロジェクタ」、2016年に「塗料」及び「文具」に関する同合意書を締結し、着実に対象品目を拡大してきた。そして、本年8月の第3回日中韓環境ビジネス円卓会議（TREB）で「繊維製品」の同合意書を締結したことにより、相互認証の対象は8分野となった。

1) 韓国環境ラベルとの相互認証

韓国環境ラベルとは2010年から相互認証を実施しており、特にエコマーク認定のMFDでは、これまでに380機種（2017年8月現在）について相互認証を利用して韓国環境ラベルを取得するための「エコマーク認定確認書」を発行している。

2) 中国環境ラベルとの相互認証

中国環境ラベルとは2015年度に事業者の協力のもと、相互認証実現に向けた試験運用を行い、日中韓環境ラベル実務者会議を通じて、運用プロセスに関する具体的な対応策について協議を継続しているが実績が出ていない。本年度は、9月12-13日に中国・北京で日中環境ラベル実務者会議を開催し、「スキヤナ」の共通基準項目の設定と、認証実務担当者と運用プロセスについて協議を行った。「スキヤナ」の共通基準合意書についてはGEN AGM（本年10月）で締結する予定である。

3) 三カ国実務者会議

2017年度の日中韓環境ラベル実務者会議は3月21-22日に韓国・ソウルで開催され、「繊維製品」に関する三カ国間の共通基準項目の決定、ならびに来年度に取り組む新たな対象カテゴリとして「家具」、「シェレッダー」を正式に選定した。また、同会議では各国のグリーン公共調達制度や環境ラベル制度の最新動向について情報交換するとともに、三カ国間の協議をより円滑かつ効率的に実施するため、2016年度に合意したインターネット・プラットフォームの活用について、最新の開発状況を共有した。開発担当のKEITIが最終テストを完了したのち、仮ID

とパスワードが配布され、試験運用を開始する予定である。なお、継続議題であった「複合機（複写機）」の共通基準項目の再設定については、中国環境ラベルの見直し後に早期に運用が開始できるよう基準案をもとに協議を行った。その結果、三カ国で基本合意がなされ、中国側の見直し完了後に覚書を締結することが確認された。



日中韓三カ国実務者会議

4) 第3回日中韓環境ビジネス円卓会議 (TREB)

従前の日中韓環境産業円卓会議 (RTM) と、日中韓環境ビジネスフォーラムが2015年に日中韓環境ビジネス円卓会議 (TREB) として統合され、その第3回会合が本年8月に韓国・水原で開催された。上記3) の三カ国実務者会議（2017年3月21-22日：韓国・ソウル）の進捗を報告するとともに、「繊維製品」に関する共通基準の合意書を締結した。



締結式の様子

5.2 その他の環境ラベル機関との相互認証の推進

1) 北欧ノルディックスワンとの相互認証

北欧ノルディックスワンとは、2002年よりMFD分野で相互認証を実施しており、これまでに62機種のエコマーク商品が相互認証を活用してノルディックスワン認定を受けている。

2) ニュージーランド「環境チョイス」との相互認証について

2005年よりMFD分野で相互認証を実施し、2017年2月時点での日本から3,78

機種のエコマーク商品が相互認証を活用して環境チョイスの認証を受けている。

3) タイグリーンラベルとの相互認証

2014年9月のタイ環境研究所（TEI）との相互認証の運用開始以降、エコマーク商品23機種について相互認証に必要な「エコマーク認定確認書」を発行し、相互認証を活用したタイグリーンラベル認定製品が誕生している。本年4月にGEN役員会がタイ・バンコクで開催されたことをうけて、TEIと相互認証全般に関する意見交換を行った。また、8月にもTEI担当者と「プロジェクト」共通基準の再設定について協議を行い、合意書の締結と早期の運用開始が確認された。



協議の様子（本年8月：ジャカルタ）

4) ドイツブルーエンジェルとの相互認証

ドイツブルーエンジェルとの相互認証は、2015年の運用規則ならびにMFD共通基準の合意書締結後に運用が開始され、2016年6月に相互認証を活用した初のブルーエンジェル認定製品が誕生している。現在、ドイツブルーエンジェルMFD基準の改定に合わせ、エコマーク基準の見直しを進めており、MFD共通基準の再設定について早期に進める予定である。

5) 台湾グリーンマークとの相互認証

台湾グリーンマークとは、相互認証の運用開始に向けて継続的に協議を進めている。2016年10月には認証手順とMFD共通基準の合意書締結に向けた準備ができたが、その後、台湾グリーンマークの申請にあたって、新たに環境影響評価に関する情報提出が求められることとなったため、相互認証活用時の同情報の提出方法など運用方法の細部について改めて協議を進める予定となっている。

6) 北米エコロゴとの相互認証

2014年9月に北米（カナダ）のタイプI環境ラベル「エコロゴ」を運営するUL Environment（UL）と相互認証の基本合意書を締結している。すでに対象カテゴリとしてMFDを選定することで合意しており、共通基準項目の設定について協議を進める予定である。

7) 香港グリーンラベルとの相互認証

2015年10月に香港グリーン協議会と相互認証の基本合意書を締結している。対象カテゴリとしてMFDを選定することで合意しており、早期の運用開始を目

指し、協議を進めていく予定である。

8) シンガポールグリーンラベルとの相互認証

2015年10月にシンガポール環境協議会(SEC)と相互認証の基本合意書を締結している。対象カテゴリとしてMFDを選定することで合意しており、早期の運用開始を目指し、協議を進めていく予定である。

9) 上記以外の海外環境ラベル機関との相互認証について

企業のニーズや基準の整合状況などを踏まえ、上記以外の機関とも相互認証の実現に向けた取組を進めていく。

5.3 世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)への参画

日本環境協会はGEN(Global Ecolabelling Network)の設立当初から主メンバーとして参画し、GEN会計事務及びトレジャラーを担当している。2017年4月にタイ・バンコクで開催されたGEN役員会に出席したほか、10月8-13日にはスウェーデン・ストックホルムで開催されるGEN役員会ならびにGEN AGMに出席する。

2017年度GEN役員会の概要【4/6-7:タイ・バンコクで開催】

| 出席機関 |
|---|
| <役員> |
| ①ノルディックスワン(ノルウェー)：北欧エコラベル委員会(議長) ②中国環境ラベル(中国)：中環連合(北京)環境認証センター有限公司(CEC) ③台湾グリーンマーク(台湾)：環境発展財団(EDF) ④グッド環境チョイス(スウェーデン)：スウェーデン自然保護協会(SSNC) ⑤ブルーエンジェル(ドイツ)：ドイツ連邦環境庁(UBA) ⑥香港グリーンラベル(香港)：グリーン協議会(GC) 欠席：ペイジャーフロー(ブラジル)：ブラジル技術規格協会(ABNT) |
| <トレジャラー> |
| エコマーク(日本)：日本環境協会 |
| <事務局> |
| ①エコロゴ(北米)：UL Environment(UL) ②エコマーク(日本)：日本環境協会 |
| 主な議題 |
| ①本年度GEN AGMの議題/スケジュール ②2016年会計報告及び2017年予算状況 ③GENと他団体とのコラボレーション ④GEM新規申込の対応 ⑤GENICES(GENエコラベル監査システム) ・監査実施報告 ・今後の実施予定 |

5.4 國際會議などへの参加

1) インドネシア・タイプ I 環境ラベル「Ramah Lingkungan」基準策定に係る技術協力

インドネシア・タイプ I 環境ラベル「Ramah Lingkungan」（運営機関：インドネシア環境林業省）は、GIZ が東南アジア地域を対象として実施している環境ラベルとグリーン公共調達に関するプログラム「Advance SCP」に参加している。本プログラムでは、気候変動に係る基準策定を目標の一つとして掲げているが、インドネシア側より基準策定に関する知見やリソースが不足している等の理由により、GIZ を通して日本・エコマーク事務局に基準策定における技術協力の要請があった。これを受け、8月 28 日から 31 日にインドネシア・ジャカルタを訪問し、インドネシア環境林業省及び関連企業と対象基準について意見交換を実施した。2017 年中に 5 つのテーマについて、基準の草案策定と技術支援を行うことにしている。

2) Green Public Procurement (GPP) Nation Wide Promotion

2017 年 8 月 29 日に GIZ がインドネシア・ジャカルタにて開催した Green Public Procurement (GPP) Nation Wide Promotion に参加した。本イベントは、GIZ が主導する Advance SCP プロジェクトの一環で開催され、インドネシアの公共調達の政策担当者やタイプ I 環境ラベル機関の担当者を招き、他地域・他国の先進事例や知見を共有することで、課題解決の糸口を模索する機会とすることを目的としている。エコマーク事務局からは、パネルディスカッション形式にてエコマーク制度及びグリーン購入法の概要とその関係、地方自治体の取組み状況など実例を交えて紹介した。



会場の様子



パネルディスカッションの様子

6. 委託等業務の実施

6.1 戰略的創造研究推進事業

東京都市大学伊坪徳宏教授を中心に、国立研究開発法人産業技術総合研究所、早稲田大学、一般社団法人産業環境管理協会とともに、国立研究開発法人科学技術振興機構の補助事業として「製品ライフサイクルに立脚した環境影響評価基盤の構築と社会実装によるグリーン購入の推進」事業を2014年度より進めている。本事業は、国内第一線の研究者と環境ラベル運営機関との共同研究により、ホットスポット分析手法を開発し、エコマークの認定基準策定に活用することで、科学的評価手法の活用と認定基準のさらなる信頼性向上を図るものである。

研究では、最新のインベントリデータベースと環境影響評価手法に基づくホットスポット分析手法の開発を行い、科学的な方法を駆使して100品目を対象とした分析を実施し、結果を「グリーンイノベーションのための羅針盤」として国、自治体、消費者に広く報告する。エコマーク事業においては、文具、事務機器、再生トナーカートリッジおよび用紙分野などにおいてライフサイクルアセスメントを自社製品に実施している事業者および環境省の協力を得て、本研究推進のための検討会を開催し、ホットスポット分析の事例検討を行うとともに、その他の分野においてもケーススタディを行っている。

7. エコマーク事業に係る委員会活動

エコマーク事業では、外部の消費者・有識者・事業者などの協力を得て、運営委員会、企画戦略委員会、基準審議委員会、基準策定委員会および審査委員会を設置し、事業を推進するための指導を受けている。今年度の各委員会の活動状況および委員名簿を表 10 に示す。

表 10 エコマーク事業に係る各委員会の活動状況

(2017 年 8 月 31 日現在)

| 委員会名 | 開催日時 | 主な議題 |
|------------------|--|---|
| 運営委員会 | 9 月 28 日 | ①28 年度決算報告 ②29 年度事業進捗状況 ③中期活動計画について |
| 企画戦略委員会 | 7 月 12 日 | ①第 4 期 中期活動計画の策定について ②持続可能性を考慮した基準(サステイナブル基準)に関するエコマークでの取扱方針について(案) ③2017 年度の新規商品類型の選定と基準策定状況について ④おおさか ATC グリーンエコプラザ内 “エコマークゾーン” のリニューアルについて ⑤「エコマークアワード 2017」募集開始 |
| 基準審議委員会 | 5 月 19 日 | ①認定基準(案)の精査・検証 「プロジェクト」「廃食用油を使用したバイオディーゼル燃料」「飲食店」 ②エコマーク商品類型(認定基準)の部分的な改定について |
| | 8 月 10 日 | ①認定基準(案)の精査・検証 「シュレッダー」 ②エコマーク商品類型(認定基準)の部分的な改定について ③持続可能性を考慮した基準(サステイナブル基準)に関するエコマークでの取扱方針について(案) |
| 審査委員会 | 定例(毎月 1 回) | エコマーク商品認定審査 |
| 商品分野別 基準策定委員会 | 随時 (月 1 回程度) | 認定基準案の検討(○数字は開催回数) |
| プロジェクト | ④ 4/7 [全 4 回] | |
| シュレッダー | ② 4/11 ③6/27 [全 3 回] | |
| 機密文書処理 サービス | ② 5/29 ③8/22 [全 3 回] | |
| ラミネーター | ① 8/7 ②9/29(予定) ③11/24(予定) [全 3 回] | |
| 電力小売 | ① 12/1(予定) ②1/26(予定) ③2/20(予定) [全 3 回] | |

①平成 29 年度(2017 年度)「エコマーク運営委員会」委員名簿(五十音順)

| 氏名 | 所属・役職 |
|--------|----------------------------|
| 池田 三知子 | 一般社団法人日本経済団体連合会 環境エネルギー本部長 |
| 伊坪 徳宏 | 東京都市大学環境学部 教授 |

| 氏名 | 所属・役職 |
|--------|------------------------------|
| 梅田 靖 | 東京大学大学院 工学系研究科 教授 |
| 太田 裕子 | 神奈川県環境農政局 環境計画課長 |
| 大沼 章浩 | 一般社団法人全日本文具協会 専務理事 |
| 奥山 祐矢 | 環境省大臣官房 環境経済課長 |
| 角田 禮子 | 主婦連合会 副会長 |
| 酒巻 高一 | 一般社団法人日本オフィス家具協会 専務理事 |
| 田中 太郎 | 株式会社日経 BP 日経エコロジー編集 編集長 |
| 筒井 隆司 | 公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 事務局長 |
| 中西 英夫 | 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会 専務理事 |
| 中本 純子 | 一般社団法人全国消費者団体連絡会 事務局 |
| 奈良 松範 | 東京大学工学部・琉球大学工学部 客員研究員 |
| 西尾 昇治 | 東京商工会議所 常務理事 |
| 西尾 チヅル | 筑波大学大学院 ビジネス科学研究科 教授 |
| 平尾 雅彦 | 東京大学大学院 工学系研究科 教授 |
| 布川 賢一 | 一般社団法人電子情報技術産業協会 環境部長 |
| 藤田 親継 | コープデリ生活協同組合連合会 常務理事(総合企画) |
| 堀井 浩司 | 一般社団法人日本電機工業会 環境部長 |
| 増田 充男 | 日本チェーンストア協会 執行理事 |
| 松本 浩司 | 独立行政法人国民生活センター 企画管理課長 |
| 森原 琴恵 | 日本労働組合総連合会 社会政策局次長 |
| 柳 憲一郎 | 明治大学法科大学院法務研究科 教授 |
| 山崎 和雄 | 日刊工業新聞 論説委員 |

(以上 24 名、敬称略)

②平成 29 年度（2017 年度）「エコマーク企画戦略委員会」委員名簿（五十音順）

| 氏名 | 所属・役職 |
|--------|--|
| 荒木 肇 | 環境省大臣官房環境経済課 課長補佐 |
| 小野 光司 | 日本生活協同組合連合会 環境事業推進部 |
| 杉本 公枝 | 独立行政法人国民生活センター商品テスト部企画管理課 課長補佐 |
| 錫木 圭一郎 | 消費生活アドバイザー |
| 田中 稔 | 佐賀市保健福祉部 部長 |
| 西尾 チヅル | 筑波大学大学院ビジネス科学研究科 教授 |
| 橋本 征二 | 立命館大学理工学部環境システム工学科 教授 |
| 深津 学治 | グリーン購入ネットワーク事務局 事務局長 |
| 増井 慶次郎 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所 製造技術研究部門 モデルベース設計製造研究グループ 研究グループ長 |

(以上 9 名、敬称略)

③平成 29 年度（2017 年度）「エコマーク基準審議委員会」委員名簿（五十音順）

| 氏名 | 所属・役職 |
|--------|--|
| 荒木 肇 | 環境省大臣官房環境経済課 課長補佐 |
| 伊坪 徳宏 | 東京都市大学環境学部 教授 |
| 大石 美奈子 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 環境委員会 理事・環境委員長 |
| 醍醐 市朗 | 国立大学法人東京大学大学院工学系研究科マテリアル工学専攻 特任准教授 |
| 塚田 泰久 | 東京都環境局資源循環推進部計画課 統括課長代理（計画担当） |

| 氏名 | 所属・役職 |
|--------|---|
| 恒見 清孝 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所安全科学研究部門 排出暴露解析グループ 研究グループ長 |
| 藤原 亜矢子 | 独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター リスク評価課 主査 |
| 増井 慶次郎 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所製造技術研究部門 モデルベース設計製造研究グループ 研究グループ長 |
| 山口 庸子 | 共立女子短期大学生活科学科 教授 |

(以上 9 名、敬称略)

なお、「エコマーク基準策定委員会」および「エコマーク審査委員会」委員名簿は非公表扱い。

以上